

児童虐待対応に必要な法的知識と 重大ケースの防止

飛田桂法律事務所 弁護士
飛田 桂



第1 児童虐待対応のはじまり

1 法律上の児童虐待とは

児童虐待対応のはじまりは、誰かが「虐待を受けたと思われる児童がいる」と気が付くところから始まります。

では、「虐待」とは何かというと、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児虐法」といいます。）第2条に説明があります。

考え方のポイントは2つです。①保護者が、②一定の行為をした、疑いがあるか、です。まず①について、保護者とは、親権者、未成年後見人、その他の者で、児童を現に監護するもの、とされています。そして、監護する児童に対して、②身体的虐待（1号）、性的虐待（2号）、ネグレクト（3号）、心理的虐待（4号）の行為をすること、とされています。

法律には、具体的な例などは記載されていませんので、具体的な内容は、こども家庭庁支援局虐待防止対策課が出している「子ども虐待対応の手引き」（令和6年4月改正版）2頁から5頁を参考にしてもらえればと思います。

さて、①誰が、②何をした疑いがあるか、ということがポイントになる、ということが分かっていただけでしょうか。ただ、この部分を狭く考えすぎてしまうと、重大なケースを見落としてしまうことになりかねません。大切な部分ですので、例題に沿ってご説明します。

2 例題

（1）具体的な事例を考えてみましょう。

例題1：小学校3年生の男の子が、先生に対して、「お父さんが顔にちんちんつ

けてきた。すごい嫌だった。」と言った。

例題2：小学校6年生の女の子が、目に大きなあざをつけて登校してきた。理由を聞いたところ、「家で…。言いたくない。」と言った。

（2）例題1

例題1については、お父さんが、やったこと（①）であることは、明らかですね。では、何をした（②）といえそうでしょうか。関係がありそうなのは、児童にわいせつな行為をした疑いがある、ということになると思われます。ああ、簡単だ、と思われるかもしれませんが、お父さんに事情を聞いたら、「わざとじゃないんです、ちゃんとお風呂に入らないから追いかけていたら、当たったんです。」と言われたらどうでしょうか。一気に難しくなりましたね。難しい理由は、本当にわいせつな行為をした保護者も、本当にわいせつな行為をしていない保護者も、同じような説明をする可能性がある、という点です。つまり、お父さんの弁解が本当か嘘か、判断するだけの情報を持っていないから、難しいのです。

この時点で、虐待をしたと疑われている保護者の意見で、方針決定をすれば、大きな被害に発展することを放置することになりかねません。なぜなら、大人に対してSOSを出したのに介入をしてもらえなかった子どもは話をしなくなり、見事に介入を阻止した加害者は行動をエスカレートさせていく可能性があるためです。

ここで大切なのは、入口では、明確に

疑いすらない、という場合を除いては、性的虐待の「疑い」があったとした上で、調査をする、ということです。入口は、「疑い」で構わない、ということになります。(そして、調査を開始した後、少なくともまずは、司法面接で子どもの話を専門的に聞く必要があります。)

すると、例題1は、性的虐待の疑い、がある、ということになります。

(3) 例題2

さて、例題2は、どうでしょうか。どんな行為をした疑いがあるか、は明らかですね。目にあざができるような物理的な力を加えられたことは明らかですし、転んでできるようなものでもありません。子どもの言葉を前提としても、子どもに対して有形力の行使をしたことが疑われる、つまり、身体的虐待が疑われますね。

さて、問題は①ですね。誰がやったか分からない。こういった場合は、その時点で存在する情報から合理的に推測される事実に基づいて、方針を検討していくことになります。例題2の場合は、まず、「家で…」と言っている時点で、家庭内で起きたことが推測されます。この時点で、①で保護者が行った疑いがある、といえます。

子どもがはっきりとは言っていないじゃないか!と思われた方には、子どもは年齢によっては加害者を隠したりかばったりする、ということを知っていたきたいです。子どもが話すときの傾向を理解していないと、子どもの話を表面的に聴いてしまい、結果的に、重大なケースを見落とすことになりかねません。

例題2で、話をしてくれたのは、小学校6年生の女の子です。一般的には、恥の感情や、秘密を作る年齢です。話の内容も、「家で…」と言いつつ、言いたくない、と言っていることからすれば、何らかの事情で、家庭内で起きたことを、心

理的なブロックで話せない、ということが推測できます。

そうであるとする、加害者の人は、①保護者である可能性があります。

一方で、少し発展編ですが、この場合に、保護者は自宅にいなかった、としても、やはり虐待を疑う必要があります。さて、その場合は、どの行為として疑うのでしょうか?

ネグレクト(3号)疑いです。保護者は、目にあざを付けている子どもに対して、子どもの安全を守っていないとか、身体が傷ついているのにケアしていないと疑われるのであれば、ネグレクト疑いとできる可能性があります。

結論的に、例題2は、①保護者による②身体的虐待の疑い、又は、①保護者による②ネグレクト疑い、となるわけです。

3 虐待が発覚する経緯

では、こういった行為があったときに、どうやって専門機関につながっていくのでしょうか。

ご存じのとおり、学校の教職員、医師、弁護士には、虐待の早期発見義務があります(児童虐待法第5条第1項)。また、児童虐待を受けたと「思われる」児童を発見した人は、通告をする義務があります(同法第6条第1項)。

通告する人たちは、様々な情報から、上述したような虐待があったと疑った時点で、すぐに通告してもらうことが大切です。直接目撃したような場合はもちろん、あざを見た、子どもから話を聞いたなど、様々なものが重要な情報です。

残念ながら、日本では、目の前で子どもが叩かれているという、最も直接的で、最も介入の必要性が高い事案については、逆に通告しづらいという現状があります。保護者かどうか、誰かも分からないからです。こういった場合には、警察に通報してもらう必要があります。ただ、まだまだ日本では、子どもが

叩かれているのを見ても、すぐに通報が入って、すぐに捜査されるような現状ではないかもしれません。

戻りますが、例題はいずれも、いわゆる、「開示」があったパターンになります。例題1は、積極的に話してくれていて、例題2は消極的な開示になります。

重大ケースに至る事案の中には、子どもが、虐待者に支配されてしまって、自分から話せないことがよくあります。また、先ほど申し上げたように、愛情や恥の感情、様々な理由によって、虐待者をかばったりすることもあります。子どもが自ら話し始め、保護をしてほしいと話す場合はほとんどありません。また、見える場所にあざができるようなミスをする虐待者は多くはありません。ほとんどの場合は、子どもたちは自ら話さない／話せないのです。

重大ケースの防止のためには、疑いの段階で、迅速に、迷わずに通告してもらう必要があります。受ける側としても、そういった心持ちが大切になります。

第2 専門機関のかかわり

1 通告後の動き

例えば、児童相談所に通告が入ると、児童相談所は必要に応じて調査をします。ここでのポイントは、調べるべき事実は、通告された事実だけに限られない、ということです。

子どもたちを守るためには、通告をきっかけとして、子どもの状況を確認する必要があります。通告者は、子どもたちの生活の一側面から、何かが変だと気が付いて通告して下さったけれど、全貌を見ていなかったり、見ていても専門家ではないので、重大性に気付いていないことがあります。子どもたちに何が起きているかを知るためには、まずは子どもの状況や周辺状況を調査して、子どもたちがどんな状態かを知り、確認する必要があります。

2 情報や証拠を収集して記録する

(1) 集めて記録することの重要性

さて、通告が入ってきた際に、対応していくに当たって、重要なことがあります。それは、客観的な証拠や情報を集めて、正しく記録する、ということです。

通告時、私たちの手元には何もないことが多いです。そして、通告事実自体も、十分な情報とはいえません。証拠や情報を十分に集めた上で、方針を決定しなければ、重大ケースを見逃すことになりかねません（逆に、単なる思いこみで、事実ではない場合に子どもと保護者を引き離すことは、子どもと保護者の利益を害することにもなります。）。

情報を収集すると同時にとても大切なのが、記録化することです。死亡事故が起きた事案で検証されたものの中には、児童相談所が何度も関与していたが、保護者が事実関係を認めず、裁判で児童相談所が負けて、子どもが家庭復帰していた、というものがあります。こういった事案には、虐待を疑うべき事実に関する客観的な証拠がないことが原因になっていることがよくあります。

情報がなければ子どもを守り切れないですし、いくら上手に情報を収集していても、記録化をしていなければ、裁判では負けます。裁判に負ければ、仮に死亡が予期されるほどの重大事案でも、子どもを保護できなくなります。しかも、こういった場合には、児童相談所や関係機関と保護者との間で、熾烈な争いが起きてしまい、継続した十分なかわりが困難となり、一層子どもが危険にさらされます。

子どもの安全を守るためには、適切な記録化が重要である、ということになります。

重大ケースを防止する観点からも、保護者や子どもの利益を守るためにも、正確な事実を把握する必要があり、そのためには、情報や証拠を収集して、正しく記録することが必要となります。

(2) どう情報を収集するか

ア 情報や証拠とは

情報や証拠には、様々なものがあります。分かりやすいものは、保護者や子ども、周囲の人から話を聴く、ということだと思います。話を聴く、と書くとても簡単そうですが、実は、ここに大きな落とし穴がよくあります。話を聴く以外にも、怪我や、乱れた服の状態を写真に撮るとか、記録しておくこと、子どもの服を洗わずそのまま保管すること、加害行為をしたもの（例：バット）などを預かること、子どもを病院に連れていくこと、などがあります。適宜、警察と一緒に動くことも要請されると思います。

さて、最も実務で問題が起きる情報収集の仕方である、話を聴くこと、記録すること、病院に連れていくこと、について確認していききたいと思います。

イ 話の聴き方

話の聴き方ですが、子どもでも、保護者でも、通告した大人でも、相手から話を聴くときには、あたたかい態度をとりつつも、なるべく中立的に、話を促すことが重要です。

ウ 子どもから話を聴く際の注意

特に子どもの場合には、子どもから自発的に話を聴く必要があります。通報や通告を受けて、専門機関が、子どもの安全確保や医療的対応の必要性を見極めるための聴き取りを、初期聴取といいます。迅速かつ、適切に、話を聴けば、子どもの話は信用性が高く、情報量も多くなりますが、不適切に聴けば、子どもにも負担になるのはもちろんのこと、信用性が低く、少ない情報しか得ることができません。子どもの話の聴き方は、司法面接研修や、RIFCR研修などを受けていただくことがとても有用です。

質問するのではなく、話を促していきます。そして、刑事事件や性的虐待が疑

われる事案の場合には、話を聴き過ぎずに、司法面接／協同面接／代表者聴取に回す必要があります。

エ 記録の取り方

聴いた内容を記録する、ということですが、記録の取り方は様々な研修があると思いますので、簡単に説明します。記録するときには、原則的には自分の主観を交えずに記録します。いわゆる5W1Hを意識しながら、記載します。特に虐待事実にかかわるようなところは、なるべく一言一句記録をする必要があります。

2人で聴きに行ったのに、重要部分が人によって違って記録してしまったことなどはないでしょうか。正しい記録には、質問の仕方も重要なことがあります。特に重要な箇所は、「～だったんですね。」という風に、復唱した上で、話者に確認をとって、記録をすることも大切です。

なお、困った事案として、自分の主観でしか記録していない、というパターンがあります。具体的には、「母は、事実を認めている」という記載などです。こういった記載では、母親が具体的にどんな話をしたのか分かりません。一方で、実際に法廷などで争われるようなときには、まさに具体的にどんな事実を認めていたか、が問題となります。こういった記載内容では、記録自体がないのと同義になってしまいます。

オ 病院に行くこと

子どもの頭にコブができていた、とか、あざがあった、という場合に、通報者や調査員が写真だけ撮って、病院には連れて行っていない、ということがあります。写真も、民事では証拠として利用できませんが、不鮮明だったりすると利用できないことがあります。第三者であり、かつ専門家でもある医師に診てもらい、カルテにきちんと記載してもらうことがとても大切です。

(3) 司法面接及び系統的全身診察

一部の児童相談所では、通告直後に、司法面接（被害事実確認面接）や系統的全身診察を実施しているところもあります。ここでいう司法面接は、協同面接／代表者聴取とは異なり、刑事事件の疑いがない時点で、調査として実施されるものです。

米国などでは、通報、通告直後の時点で、司法面接者による面接と医師や上級看護師による系統的全身診察が実施され、適切に記録化されていきます。日本も、通告や通報直後の司法面接及び系統的全身診察のシステムができると、子どもにとっても、親にとっても、児童相談所の職員にとっても、良いのではないかと考えています。

3 重大ケースを防止するために

(1) 事案に当たる際の2つの視点

虐待事案に対応する際には、①事実に基づくことが必要になります。調査して、集めた情報や証拠から推測できる事実に基づく必要があります。もし、事実に基づかずに、単なる憶測で進めていけば、不適切な介入となって、かえって重大ケースを作り出してしまう恐れすらあります。

一方で、虐待対応に当たっては、今ある情報や事実だけを見ていては、重大なケースを見逃してしまう恐れがあります。なぜなら、虐待は、密室で行われるもので、通常、家庭外に情報や証拠が漏れないからです。そこで、もう1つの視点として、②事実ではない見立てでも考慮に入れる必要があります。事実から推測できる、状態や精神面を見立てて、背景に近づき、心に寄り添う必要があるのです。

(2) 多角的検討・情報共有（チームアプローチ）

集めた情報をもとに、対応を検討するに当たっては、多角的検討がとても重要になります。援助方針会議において、ケースワーカーだけではなく、心理職や弁護士、医師などが参加して、会議を行う児童相談所も珍しくないとはいえますが、様々な児童虐待の専門家が

集まって、検討することはとても有用です。子どもの利益に最も迅速で最良の対応をするためには、専門家が集まって最良の判断をする必要があり、チームでのアプローチが重要となります。

(3) 検討に当たってのポイント

検討に当たっては、事実、正しく最新の知識をもとに、危機管理のアンテナを張りながら、多角的視点で検討します。事実の重要性は既に述べましたが、正しく、最新の知識があることも重要です。虐待は、社会や人間の問題であり、社会や人間は常に変化しています。また、虐待関連の研究等は日進月歩で進んでおり、下手をすると1年前の経験や知識ですら、現在の対応においては誤りに導いてしまう可能性があります。

また、同時に、専門機関として、子どもたちのことを見ていくためには、常にトリアージを意識する必要があります。人的物的資源は限られているからです。

重大ケースの防止のためには、とにかくトリアージです。実は、トリアージすることというのは、常に事案を検討して、危機管理をすることになるため、重大なケースのあぶり出しにもなります。

(4) 検討要素

事実関係としては、子どもや当該事案の内容、年齢（発達）、加害者との関係性、周囲の人間関係、行為態様の重大性、長期的な影響、再被害へのリスクなどは外せません。また、特に大切な要素の一つは、発覚当初の状況です。発覚時、子どもは「具体的に」なんて言っていたのか。親は、「具体的に」どんな反応だったのか。存在する客観的な情報や証拠、中立的な人の証言、現在の子ども、加害者、保護者の話、緊急対応の要否、支援者側の物理的リソースも重要です。こういった検討要素は、一つずつの有無ではなく、総合的に判断する材料になります。

4 事例での検討

(1) 危機管理のアンテナ～フラグを立てる～

例題2について、もう一度振り返ってみましょう。子どもの目を故意にあざができるほど殴った疑いがある事案である可能性を前提とすると、危機管理のアンテナを働かせて、頭の中でレッドフラグを立てる必要があります。一定の事案においては、事案自体に、自分の中で、赤いフラグを立てておきます。このフラグは、立てたからといって、即座に変化があるものではないですが、事案対応時や会議時など、対応するときには、いつもフラグを立てたままにします。そうすると、日々の多くの業務に忙殺されていても、赤いフラグがふと頭に戻ってきます。そのことが、皆さんのことも、子どものことも、守ってくれるはずですよ。

(2) 例題2の検討方法

ア 行為について

目を殴る行為は、失明など重大な結果を起こす可能性が容易に想定できることからすれば、殴った事実が認められれば、仮にどんな意図だったとしても、強い加害であると評価せざるをえないです。また、殴り方も、あざができるほどの力で殴った、と評価できます。

イ 行為者の主観

仮に、保護者が「あまりに子どもがひどいことをしたので、かっとなって、初めて殴ってしまいました。本当に反省しています。」と言ったという事実があったらどうでしょうか？

まだ調査を開始したばかりの時点では、この言葉に対して評価をすることは時期尚早となる可能性があります

ウ なぜレッドフラグなのか

家庭内での子どもへの暴力が発覚するときには、既に多くの暴力が繰り返された後になって出てくるときが多いです。見える場所にあざが見つかる事案では、見えない場所にたくさんあざを作っている

過去がある可能性があります。

また、この行為は、子どもに不可逆的な傷つきをもたらす可能性のある行為で、さらに、体はもちろんのこと、顔を殴るというのは、自尊心を強く傷つける行為です。一方で、目に見える位置に加害したことからは、加害者が感情のコントロールが難しいことを推測させ、さらにいうと、子どもの身体の安全を脅かして構わないという傾向や、子どもの自尊心を強く傷つけることも厭わないという支配的な傾向が推測されます。

とても心配な事案ですし、子どもが強く支配されていると、支援者が介入する仕方を間違えれば、より強固な支配関係ができてしまいます。

既に現在の加害自体も悪質ですが、今後、エスカレートする可能性がある、ということになります。

第3 まとめ

重大ケースの防止には、徹頭徹尾、事実を大切にしながら、でもときに事実を超えた見立てをしつつ、多角的に検討することが重要です。

子どもたちを守るために、ぜひ活かしていただけたらと思います。

著者略歴

飛田 桂 (ひだ・けい)

2014年に弁護士登録後、子どもの権利委員会などに所属。深刻な児童虐待が全国で相次ぐ中、医師と弁護士らが行政の縦割り等を排除し、被害にあった子どものワンストップでの支援を目指し、NPO法人子ども支援センターつなぐを設立。子どもが直面している様々な問題に注力してきた。